

## <平成28年度県内大学等と連携した若者等の消費者啓発講座>

### 第4回健康科学大学にて

日時：平成28年11月2日(火)

午後4時20分～午後5時20分

場所：健康科学大学 食堂

#### 演題：ストップ ザ・悪質商法

一般財団法人日本消費者協会

田中 大輔氏

時田氏：実は心配したんです。どのくらい来るのかなというところで。でもこれだけ来てくれたので、先生にも頑張ってお話ししていただきます。今日は、日本消費者協会の田中大輔様からマルチ商法などのお話をしていただきます。色々ありますが、「ストップ・ザ・悪質商法」ということでお話をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

田中氏：改めまして皆さんこんにちは。今日は消費者啓発講座ということで、一時間お付き合いいただくこととなります。今、4時20分ということで、このために来ていただいた方もいるかもしれませんが、まあ大体の方が授業があったのかなと思いますけれども、あと一時間、頑張ってお話していただければと思います。で、テーマですね。「ストップ ザ・悪質商法」ということで、どういったトラブルがあるのかとか、契約って何なのかなというのをもう一回、改めて皆さんに考えていただく時間なんですけども。まあちょっとテーマを聞いて何となく想像がつくとおりですね、決して楽しい内容の話ではないんですね。何とか面白く伝えたいとは思いますが。なかなか難しいところがありますけども、せっかく皆さんに集まっていたので、少しでも聞いて良かったなと思えるような内容であればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

では、今日皆さんにお伝えしたいことは、大きく分けて三つあります。一つは、当たり前なんですけれど、「困ったときは誰かに相談しましょう」ということ。二つ目は、「最近のトラブル事例を知る」ということですね。結構、自分がトラブルに遭ったことに気付いていない人が多いというケースが多々ありますので、最近どういったトラブルが流行っているのかを知ってですね、「あ、自分もしかしてこれ、そうなんじゃないか」と気付くきっかけにしてもらえればいいかなと思います。あと三つ目ですね。「契約の基本を学ぶ」です。契約っていうのは堅い話なので、えっ、て思うかもしれないんですけども、まあ本当に基本の基本ですね。最低限知っておかなきゃいけない、ということで。もう大学生ということで、20歳前後かと思っていますので、知っておいた方がいいかなというところをご紹介

したいと思います。

それで、今日ですね、「消費生活センターにご相談ください」というパンフレットを、富士吉田市から資料を送ってもらってお配りをしています。消費生活センターって知っている人いますか？いない……ですね。大体どこで聞いても誰も知らないんですけど。一番後ろを見てもらうと「消費生活センターとは」って書いてあるんだけど、これはですね、地方公共団体の、ここは富士河口湖町。で、一番下に「身近な相談窓口」って書いてあるんですけど、ここは富士吉田市がまとめて面倒見てくれているといたら変ですけど、まとめて皆さんの消費生活相談を受けてくれています。で、どんな相談を受けてくれるのかというのは、下に書いてあるとおりですね。契約のトラブルに遭ったとか、困ったときに何でも聞いてもらえるので。無料で専門の相談員が聞いてくれるので、是非是非、活用してもらいたい。今日はこの消費生活センターがあるってことを、しっかり認識して、最後これをよく覚えて帰って行っていただければなと思います。

まず、その前に「お前誰なんだ」というところがあると思うので。僕は日本消費者協会から来た、田中という者なんですけれど、まず日本消費者協会というのは1961年にできた組織です。今は、東京の千代田区の神保町というところにあります。仕事の内容は、主に消費生活のトラブルに遭わないように、こういった講座を一般の消費者とか、あと企業の人にもですね、「消費者はこういったことで騙されやすいから、商品づくりのときこういうところに気をつけてくださいね」というような講座をやったりしています。あとは今日、「ストップ ザ・悪質商法」という冊子も配らせていただきましたけれども、こういった冊子を作って、皆さんに啓発活動や情報提供をしています。ちょっと私自身の自己紹介をしますと、僕も日本消費者協会に入るまで、消費者問題とか全く知らなかったですし、大体「日本消費者協会」というのも何かよく分からないで入りました。今、入って10年くらいになるんですけど、最初は学校を卒業して、普通の民間の企業に入って働いていました。そことあんまり合わなくて半年くらいで辞めてしまっただけですね、その後アルバイトという形でこの日本消費者協会ですっとお世話になっていました。でまあ、やっているうちに、すごく身近な問題で、「ああ、こういうことをやっているところがあるんだなあ」ということで興味を持ち始めて。いつの間にか就職して、こういうところに立ってお話ししているようなことになっております。皆さんこれから就活をすると思うんですけど、少し失敗してもこのように楽しく働ける場所もありますので。とは思うんですけど、ただ新卒っていうのはすごく大事なんで、就活は是非しっかりやっていただければと思います。

はい、じゃあ今日のお話、さっきとちょっと被りますが、今日はですね、「トラブルに遭わないために知っておいてほしいこと」と、あと「トラブルに遭ってしまった時、不安な時、迷った時とかですね、とにかく相談すること」。友達、家族でもいいですし、内容によってはですね、身近な人に相談しづらいってこともあると思うので、そういう時は是非、さっき紹介した消費生活センターとかに相談すると、秘密も守られますので、ご活用するにはいいかなあと思います。今日ですね、なんでこのテーマでお話をするのかと言

ますと、とにかく若者が狙われやすいというのが一番の原因です。特に大学に入学したとき、それから二十歳を迎えたとき、それから新社会人になったときですね、この辺はよく悪質業者に狙われやすいポイントになります。トラブルの件数も、やっぱり近年増えていまして、国の調査をしますと、若者が何らかのトラブルに巻き込まれた、巻き込まれそうになった経験があるっていうのは、大体全体の4割くらいいるそうです。これ多分、気付いてないっていう人を入れると、多分半分くらいになるんじゃないかなと思うんですけども、それくらい悪質商法とかいろんなトラブルに巻き込まれるケースというのが増えていきます。どうして若者が狙われるのかと言いますと、まず二十歳になると大人と言うことで急に契約というルールへの縛りが強くなるんです。未成年だと結構許されるといったらあれなんですけど、「まあしょうがないな」という目で見られることが多いんです。テレビのニュースでも、未成年だと名前も顔も出なかつたりします。まあネットはちょっと特別なところがありますけれども。二十歳になった途端、名前も顔も全部出てしまうようなところがあります。こういう契約のところに関しても同じです。二十歳になるとかなり自己責任というところが出てきますので、何かあったときにも責任を自分で取らなきゃいけないということが多くなります。けれど、まだ二十歳になりたてのときは、皆さんあまり知識がないので、そういったところに悪質業者がつけこんで、色々勧誘してきたりします。高校生・大学生・社会人になるにつれ、自由な時間が増えますね。それから、親の目も離れてきますし、大人の仲間入りもしていきます。こういったところで、世界が広がるという意味ではすごくメリットがたくさんあると思うんですけど、その分、先ほども言いました「自己責任」が増えてきますので、要注意をしていただければと思います。あと、ちょっと繰り返しになりますが、社会経験が少ない分、判断材料が少ない。で、騙されていることに気付かなかつたり、対処の方法が分からなかつたり、ということがあります。で、悪質業者はですね、そんな若者の騙しやすい人を、よく「カモ」なんて言いますが、カモとして狙われているというわけです。悪質業者は、心理的なアプローチを結構してきます。こんな心理につけこんでくる。まず「弱み」ですね。これはちょっと、勝手に考えたやつなんですけど、アダルトサイトとかですね、出会い系なんかを見ていたときは、下心があるので、他の人に相談しづらいたらろうということで、そこに付け込んでいきます。あと「コンプレックス」ですね。外見への劣等感です。あと将来への危機感を煽って、そういったところに付け込んでいきます。あと最後、「リア充」。最近よく使われるようになりましたね。生活が充実しているように周囲から見られたいとか、そういう生活をしたいとかですね。お金ですとか、素敵な恋人がいるとか。あとはまあ、ステータスとかですね。特に最近、SNS が流行っているんで、そういった影響もすごくあるのかなと思います。LINE とか Twitter とか、インスタとか Facebook とか、何かしら皆さんやっていると思うんですけど、そういったところで自分をよく見せたいとかの願望が、どこかしらに皆さんあるのかなと思っています。

ではまず、契約って何だろうというところでちょっと考えてみたいんですけど、まあち

よっとこのへんから少し、眠たくなる話になるんですけど。ええと、ちょっと聞きますけど、今まで契約をしたことがあるよ、っていう人、いますか。どんな契約しました。契約っていうと、ケータイとか車とか、あとは大きいもので言うと家とかを想像すると思うんですけど、実は、本当に毎日の身近なものも契約になります。水とかお茶を買うのも、売買契約っていう契約になりますし、あと電車に乗るのも契約です。新聞頼むのも契約ですし、電気・ガス・水道を使うのも全部契約になります。契約って言っても、全部契約書を交わさなきゃいけないというわけではなくて。契約書っていうのは、例えばすごく高額な商品とか、あとは決められていることが細かいとかですね、書いておかないと忘れちゃうよ、っていうときに契約書を交わすっていうのが、契約書の役割になります。あとよく、判子を押していないとだめだとかいうことがありますけれど、判子を押してなくても契約は成立します。全く押す必要がありません。契約の基本とは、こちらの図がありますけれど、一番分かりやすいので「消費者」と「事業者」、まあ企業の人ですね。「これください」って言うのと、そしたら「いいですよ」と言う、申込みと承諾。この意思があれば、もうこの時点で口約束でも全部契約が成立します。で、もうこの時点で法的な制約が出てきます。日本は法治国家ということで、法律を守らなきゃいけないので、約束したら契約は守らなきゃいけないですよという、これが契約の基本になりますので。契約についてはまた後で、少し詳しく話をしたいと思います。

じゃあ次ですね。これが最近の傾向ということで、2014年度なんですけれど、これが一番新しいデータになっています。国民生活センターって言うんですけど、さっきの、全国に消費生活センターってあるんですけど、皆さんから寄せられてきた相談内容というのは、名前とかは伏せてですね、この国民生活センターのところに全部集約して纏められています。で、年間どれだけの相談件数があったかというのを、商品別にこうやってデータを出しています。全部ですね、アダルト情報サイトが1位なんです。上が20歳未満の方、で下が20代、男性も女性もアダルトサイトが1位なんです。実はこれ、30代も40代も50代も全部男女第1位で、男性に至っては70代まで全部アダルトのサイトが1位なんです。これ、多分もうこの中にいる人は、これでなんか引っかけたことあるとか、こういうの来たとかで経験は多分あると思うんですよ。でもまあ、多くの方が身に覚えがあると思うので、そんなに気にしないでください。

そこでですね、今日、レジュメ配らせてもらってるんですが、これは後で、今日こんな話したなというので見返す用に使っていただければいいかな、なんて思ってるんですけど、一番最後のページに「だまされやすさ心理チェック」というのがあります。ちょっと今から一緒に、まあちょっと簡単なやつなんで「なんだ？」って思うかもしれないですけど、やりたいと思います。今から9つ読み上げるので、あてはまる項目に をしてってください。まず「自分のまわりにはあまり悪い人はいないと思う」、「相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ」、この相手っていうのは友達でもいいですし、お店の人でもいいと思います。「たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う」、「知人から『効いた』

『よかった』と聞くと、やってみようと思う。」「 有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう。」「 人からすすめられると断れない方だ。」「 迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある。」「 実際、身近に相談できる人があまりいない。」「 ちょっと寂しいですね。最後、」「 しっかり者だと思われたい。』どうでしたでしょうかね。大体察しがついているとおり、が多い人はヤバいんですけども。一応こういう結果になりますね。が多い人ほど、巻き込まれる危険度が高い傾向にあるということになります。で、一番上の段の が が多い人は、トラブルに対して危機意識が低い傾向がある。で、真ん中の段、 だと、騙されていることに気付きにくい傾向がある。 、一番下の段は、騙されたときに一人で抱え込んでしまう傾向があるということ。まあこういう、心理チェックがあるので、ちょっと試してみました。いかがでしたでしょうか。意外と騙されやすいかもっていう人も、いたんじゃないかなと思います。

じゃあ、いよいよ本題といいますか、実際にどんなトラブルがあるのかっていうのをちょっと、いくつか紹介したいと思います。まず、インターネット関連はワンクリック請求。さっきのアダルト情報サイトですね。これ、ずっと何年も1位なんです。でまあ、これについて。あと、ネットですね。通販。オークションと、あとフリマアプリ。今もうオークションってやらないですか？みんなフリマの方がやるのかなと思いますけど、一応ご紹介いたします。あと2番は、不意打ち的な勧誘です。街でキャッチセールスに遭ったりとか、あとまあ、デート商法なんかもちょっと紹介したいと思います。あとは3番は、悪質商法とはまたちょっと違うのかもしれないですけど、トラブルの多い美容医療についてちょっとお話をします。あと脱毛と、女性がいるのであれなんですけども、大学生なので包茎の話も、すごくトラブルが多いので、今日は入れてみました。あと4番。さっきこのへんでもちょっと話してましたけど、マルチ商法のお話ですね、していきたいと思います。

まず、インターネットのワンクリック請求ですね。パソコンや携帯電話など、メールで利用した覚えのない料金を請求されたり、無料だと思ってクリックしたらいきなり請求画面が出た。結構皆さん、経験があるんじゃないかなと思いますが、皆さん多分、これ黙ってればいいんだってことは何となく知っているんじゃないかなと思います。何で黙っていいのかっていうのは、さっきの契約のところを思い出してほしいんだけど、使う人が「これ欲しいです」と言うのと、「使っていいですよ」と事業者が言うの、この二つがあって初めて契約が成立するんだけど。この場合だとこっちは「使います」というのを何も言っていないので、契約が成立していないから無視していいんだよ、ということになります。一応下も読んでおきましょうか。無料アダルトサイトで年齢確認された途端、登録料を請求されたとかですね、退会はこちらとか、誤作動で押してしまった方はこちらをクリックしてください、連絡してくださいってことが書いてあって、個人情報を聞き出される。あと、今日中なら請求額半額にしますよ、とか。安くしますよなんていう文句も結構多いですね。これはさっきから言っていますが、年齢・性別問わずすごくありますので、アダルトということで、不安を駆り立てて請求をしてきている。しかも、突

然請求してくるんですね。入会ありがとうございます、って。ということで、トラブルが多いです。あと画面が固まっちゃったりなんていう経験がある人もいるかもしれませんが、そもそも、そういったことも、消費生活センターに聞けば解除の仕方を教えてもらえますので、是非困ったときは聞いてみてください。あと今、ネットで調べてこれを自分で解決しようと思って、探偵事業者をお願いをして、二次被害に遭うという人が結構増えています。探偵の人はこういうことを解決するのが仕事ではないので、やってはいけないことになっていきますので、絶対に頼まないようにしてください。探偵からも高額の調査料ということで、請求されることがありますので、気をつけてください。

次ですね。ネット通販・オークション・フリマアプリですね。この関係で多いトラブルは、お金を振り込んだのに商品が届かないというのが圧倒的に多くて、これちょっと前は本当にすごく多かったです。あと、掲載している写真との間に差がありすぎるということとかですね、あとブランドものを注文したら偽物が届いたということもよくありますね。で、ブランド品なんだけれど、偽物が届いたときに、偽物の商品というのは売ってもだめだし買ってもだめだし、持つことも今はだめっていうことになっていきますので、その点は、絶対ばれないですけど、一応そういう意識を持ってもらえるといいかなと思います。で、返品したい、返金してほしいという相談というのがすごく多いです。そのための注意点ですね。怪しげなサイトかどうかというのを、しっかり見極めましょうっていうのと、明らかに安すぎるものをですね、一時、モンクレールって知ってますかね。ダウンジャケットなんかね、すごく人気で、なのに70%引きとかでいっぱい売っていて、すごいトラブルが多かったことがあります。あとフリマとかオークションというのは、事業者と消費者のやりとりじゃなくて、消費者と消費者、個人間のやりとりとなるので、そのことを承知の上で利用してください。もう、ネットがあるというだけで、ほんとにそのへんの町と町で、フリーマーケットで売っているような、そういうイメージでやらないと痛い目を見るので、気をつけてください。ただ、最近の大学生は賢いので、あまりフリーマーケットで高額な商品をやりとりしないみたいなので、大丈夫なのかなと思っていますけど。で、あと大手のフリーマーケットとか、あとオークション会場とか、ショッピングモールですね。こういったところは何かトラブルがあったときに保障をしてくれたり、あと仲介に入ってくれたりですね、何かしらの保障制度があることが多いので、なるべく何か使うときは、大手を勧めるのもどうかと思うんですけど、大手の方がやっぱり安心かなというのはあります。よく検索で欲しいものを調べるときに、商品の名前を打って、一番安いものを選びがちなんですけれど、そういったものは割とトラブルの原因になりやすいので気をつけてください。どうも最近多いのはスニーカーで、なんかナイキのスニーカーが結構トラブルが多いみたいなので、気をつけてもらえるといいかなと思います。あと怪しげなサイトというのが書いてありますが、日本語で書いてあっても、海外のサイトっていうのはたくさんあるので、気をつけてください。そういったサイトというのは、結構よく読んでみると日本語がかなり変です。「てにをは」が間違っていたり、あと住所がですね、一番面白かった

のは、住所が北海道福岡市になっていたりですね。そんなこともあるので、こういったところをよく見ると、「あ、ここちょっとやめておいたほうがいいな」となるので、よく見ておいてください。あと電話番号ですね。電話番号が携帯番号ではなくて、しっかり固定電話の番号があるところっていうのがどちらかというと安全ですので、そういったところも買うときにチェックしてもらえればいいのかと思います。

次に行きましょう。次は、「不意打ち的な勧誘・キャッチセールス」ですね。販売目的を隠して呼び止めて、路上や近くの営業所等で不安を煽るなどして不意打ち的に、強引に勧誘して契約させるということですね。これ売りますよっていう、エステとか美顔器とか、化粧品とか、絵とかね。そういうものを売りますよっていうのを隠して、とりあえずモニターになってくれませんかとか、このアンケートに答えてくれませんかとか、モデルになりませんかとか言って、引き寄せて、事務所とかに連れて行って、言葉巧みにうまいこと言って、こういった商品の契約をさせるという手口があります。あとモデルになりませんか？というのは結構多くて、その代わりレッスン料を払ったり、宣材写真を撮らせてくださいということで、高額な請求をされたりします。その代わり売り込みはばっちりですから、みたいなうまいことを言われるんですけど、要注意してください。モデルについてはAKBの影響もあってか、今は普通の子が売れる時代なので、騙される人が増えているということも言われていますので、気をつけてくださいというのもあれなんですけれど、そういうふうに覚えておいてください。

もう1個ですね、「デート商法」。異性を対象に、出会い系サイトとか間違い電話、メールの誤送信、あと最近 SNS、LINE とかでもね、結構来ると言うんですけども、そうやって近づいてきます。でまあ何回かやりとりして、好意を見せているように思わせて、ある程度親しくなったところで勧誘して契約をさせているという手口です。ある程度仲良くなってくるとデートを重ねたりするんですが、そのうち「実は知人が今日個展を開いているから見に行こうよ」とか、「実は僕、ジュエリーデザイナーなんだ。是非君に僕の作品を見てもらいたいな」とか言ってですね、会場に連れて行って、そのまま契約をさせたりします。断るんですけども、実は他にもグルの人がいて、ちょっと怖い人がいたりですね、何となく契約しないと帰れない雰囲気させて契約をさせることがあります。そういうとき、クーリング・オフって皆さん知っていますか。言葉は聞いたことありますか。クーリング・オフについては、レジュメを今日配りましたけども、4ページの真ん中くらいに書いてありますね。クーリング・オフっていうのは、訪問販売とか、こっちから買いに行ったのではない不意打ち的な勧誘を受けて、断り切れないで契約してしまったというようなときに、後々よく考えてみたら、やっぱりこれ要らない契約だなというときに、無条件でこの契約をやめることができます。でも期間が決められていて、まあこういうキャッチセールスとかだと8日間。マルチ商法とかだと20日間以内にハガキを出して申し出なきゃいけないということになっています。で、このハガキを出すと、この契約というのは無かったことになって、支払った分の代金は返ってきますし、もし何か商品を受け取っていたら、

それは事業者側のお金で返すことができます。全く無かった状態にすることができるので、もし何かトラブルがあったという時には、早めに対処してください。ここでもまた消費生活センターが出てくるんですけども、クーリング・オフの判断が実はすごく難しく、どれがクーリング・オフできるのかっていうのは結構難しいです。あと、この期間は過ぎていても、実はちょっと向こうにやり方の不備があったりすると、もうちょっと長くクーリング・オフできたりするので、何か困ったな、クーリング・オフできるかなと思ったら、やっぱり消費生活センターに聞いてみると、すぐ、すごく詳しく教えてくれるので掛けてみてください。あと、クーリング・オフはできなくても勧誘のしかたに問題があったりすると、取消というのもできるので、これも消費生活センターに聞くと、色々教えてもらえるので、困ったら消費生活センターに聞いてみてください。

美容医療に行きますが、ちょっともう1個だけいいですかね。資料を作った後に、もう1個入れておきたいなというのがあったんだけど。「新聞の勧誘」って皆さんのところに来ないですかね。一人暮らしの人が多いと聞いたので、ちょっと気になったので入れてみたんですけど、実は訪問販売の商品の中で一番新聞のトラブルっていうのが多いです。例えば宅配便を装って、ドアを開けたら別の新聞の勧誘だったなんていうことはよくあって、最終的に契約する気がなかったのに契約しちゃったよ、なんていうケースが結構あるんです。そういった時も、さっきのクーリング・オフができるので、是非相談をしてもらえればと思います。クーリング・オフが期間を過ぎていてできなくても、強引に勧誘してくることが多いので、そんなときは契約の取消をすることができるケースもあります。そういったこと、困ったなと思ったら消費生活センターに聞いてみてください。訪問販売で新聞勧誘が一番トラブルが多いっていうのは、あんまりニュースでは流れないですよ。それはやっぱり、新聞社の力が強いので、テレビでもニュースとか新聞でも絶対に出ません。ですけど、ここ何年もすごくトラブルが多いので、気をつけてください。

続いて、美容医療ですね。美容医療については、悩みを抱えている人は結構苦しい悩みなんだと思うんですけど、美しくなりたいという願望をくすぐる広告とかですね。あとホームページなんかも、いろんなところで出ています。雑誌・テレビ・チラシなどで、本当にたくさん今出ています。その影響で、皮膚障害とか熱傷とかですね、被害を受けるという苦情もありますし、契約のトラブルというのもたくさん出ています。美容医療というのは、やっぱりすごく難しい悩みなので、トラブルになっても本当に周囲に相談しにくいところがあるので、隠れた被害がたくさんあるんじゃないかなと言われていています。特に多い美容医療は、プチ整形とか、ニキビのこととか、あとワキガですね。あと二重まぶた、バストアップ、脱毛、包茎なんかが多いです。そのために、どういうところに注意したらいいかな、っていうのが星印のところなんですけど、どういった効果があるのかということだけじゃなくてですね、どういったリスクがあるのかなというのも、しっかり説明を受けるようにしましょうということですね。あと、納得できるまで絶対に契約をしない。不要な施術とかを断って、その日にすぐ契約するっていうのはやめるようにしましょう。あと



ホームページや広告の情報は、全部うのみにしないってことです。よく、「これは個人の感想です」とか、そういうのもありますので、そういったところは気をつけてもらえればなと思います。美容医療ですね、女性だけじゃなくて実は男性もすごく多いです。で、さっきちょっとお話したとおり、最後に書いてある、男性で多いのがこの包茎の手術なんです。ちょっと、中学生・高校生のときはこんな話はしないんですけど、内容が内容だけにですね、これもニュースではあんまり流れない内容になっています。大丈夫ですかね、お話ししても。包茎手術って、年頃の男子はやっぱりすごく気にする問題だったりもするので。大体3種類あってですね。真性包茎と、あとカントン包茎と仮性包茎というのがあるんですね。で、真性包茎っていうのは、これはちょっと病気と言いますか、治さなきゃいけないので、保険の適用が効いて、割と安くできます。で、カントン包茎というの、場合によって、どのくらいひどいかによっては、保険の適用が効くので、この辺も医師に相談するといいいかなと思います。トラブルになって、一番多いのは仮性包茎なんですよ。仮性包茎っていうのは、一般的に日本人の6割~7割がそうだって言われています。機能的にも手術する必要は全く無いものになりますので、もちろん手術するときには保険の適用がないので、ちょっと高い手術費用がかかります。お医者さんって、いいお医者さんばかりじゃなくて、中にはあんまりですね、よくないお医者さんもいるので、包茎は女性に嫌われるよとかですね、あとまあ他の病気になりやすいよなんていう不安を煽って、手術をさせることがあります。あと、手術をした後に、もうちょっと先端部分って言うんですかね、大きくした方がいいんじゃないのなんていう、裸のままそういう話をして契約をさせてしまうっていうひどいケースもあるので、皆さんは大丈夫だと思いますけども、覚えておくと、何かの役には立つかなと思います。こういったコンプレックスにつけ込んでくることがあるので、気をつけてもらえればと思います。

あとマルチ商法ですね。他の言い方だと、連鎖販売とか、あとネットワークビジネスとか、MLMなんて言い方をされます。MLMは、マルチ・レベル・マーケティングという略なんですけど、まあマルチの略なんですけれど、販売組織に加入者が人を勧誘してですね。勧誘をどんどん増やしていけば、利益が得られるよという仕組みですね。セミナーに行こうとか、楽に儲かる話があるよとか、人を紹介すると安く買えるよとか、友達を連れてくればマージンが入るよなんていう言葉で勧誘をします。商品としては、健康食品とか化粧品、あとDVDですね。そういったものが多いです。あと最近だと、啓発セミナーとか、起業家セミナー、社長になりましょうっていう、そういった部類のマルチもちょっと流行ってきているという話を聞いていますので、気をつけてもらえればいいかなと思います。マルチもクーリング・オフ効きますし、契約を取り消すこともできますし、あと中途解約ですね。途中で止めたいと言えば、止めることもできるので、困ったときはやっぱり消費生活センターに相談してみるといいかなと思います。このマルチ商法っていうのは、これ自体が悪いってわけじゃなくて、やっていることっていうのは、これ実は合法なんですけど、ただみんながみんな儲かるっていう仕組みじゃなくて、ほんとに一握りの人しか儲か

らないで、下の人たちっていうのはあんまり儲かりません。何でこれに引っかかるかっていうと、やっぱり、一人暮らしの人が多んじゃないかなと思います。一人暮らしで、大学に入りたてとか、就職したてで一人暮らしすると、友達もいなかったりするので寂しいですね。誰かとつながっていたいという思いが出てくるので、そういったところにつけ込んで、勧誘させることがあるんじゃないかなと思います。先輩とかですね、同級生もそうだし、バイト先とかサークル、あと合コンなんかもですね、気をつけた方がいいって言われています。うたい文句としては、そこに書いてあるほかに、「個人事業主になれるんだよ」とか、あと「仲間ができるよ」とかいうことを言ったり、「あなたが悪い」みたいな、マインドコントロールをされたりすることもあるみたいです。これは結構大手のネットワークビジネスをやっているところでやられているみたいで、気をつけてほしいところですね。こういう人たちって結構 SNS に、すごく楽しそうな、みんなワイワイしてるような写真を載せたりするんですけど、実際はあんまり儲かってなくても儲かっているふりをしないと、自分の下を勧誘できないので、借金をしてそういう豪華な生活をしているふりなんかをしている人たちもいるみたいなので、注意してください。マルチの一番怖いのは、お金のこともそうなんですけど、どんどん友達を紹介していくので、交友関係が崩れてしまうというのが一番怖いので、そこを一番気をつけてもらえたらいいかなと思います。

さっきの契約の基本のところです。契約は「申込み」、それくさいっていうのと、いいですよっていう「承諾」ですね。それがあつたら、口約束でも契約は成立しますよということ覚えておいてください。じゃあ改めて、契約って何だろうということですね、さっきも言いましたけど、契約ってというのは法的な拘束力を持つ約束のことです。破ると裁判にかけられたりすることがあります。Aさんが買いますよ、という申込みの意思を示したら、Bさんが売りますよ、という承諾の意思を示す。このふたつの意思があれば契約というのは成立します。判子がなくても契約は成立しますし、一旦成立した契約というのは、原則として一方的にやめることはできません。あと契約書というのは、さっきも言いましたけど、内容を確認するために作ったものなので、後で言った・言わないという争いを避けるための証拠にもなる、そういった役割があるものになります。契約が一方的にやめられないというふうに書いてあるんですけども、契約をやめられるケースというのはいくつかあります。契約するとき嘘をつかれたとか、「絶対これ儲かるから」とかいう断定的なことを言われたりですね、あと契約するとき脅かされて契約してしまったとか、あとちょっと勘違いしてしまって契約してしまったんだよとか。あと、社会的に問題があるだろうという契約ですね。あとまあ、相手がやめるのをいいよと言ったら、それはもう合意解約なので、解約することができます。上の、嘘をついたとか絶対儲かるとかいうのは、判断がなかなか難しいので、もしかしたら契約やめることができるっていう可能性があるのも、もしやめたいなと思ったら、やっぱりこれも消費生活センターに相談してみるといいかなと思います。あと、契約をやめるのにクーリング・オフというものもありますが、クーリング・オフはさっきちょっと説明しましたがもう一回説明しておきます。訪問販売など

不意打ち的な勧誘を受けたときに、断り切れずに契約した、とかですね。冷静に考えたら必要がないと思ったとき、クーリング・オフのハガキを書いて申し出る。そうすると、契約をやめることができますよということです。クーリング・オフすると、契約がなかったことになって、支払の代金が返金されます。で、受け取った商品などがあれば、返還するというので。送料は事業者側の負担になります。一番下に書いてある、通信販売によくクーリング・オフがあると思っている人がいるんですけども、通信販売は不意打ちの勧誘がないので、自分で選んでやっているの、クーリング・オフはありませんので気をつけてください。ただ、通信販売というのは返品特約というのがあってですね、この日までだったら返品受け付けますよというのが絶対に書いてあります。それが「絶対に返品は受け付けません」とあったら、もうそれで受付はしなくていいんですが、必ず書かなきゃいけないというルールになっていますので、それも少し見てもらえるといいかなと思います。もし書いていないところがあったら、それはもう、必然的に法律で8日間は返品を認めるというルールになっていますので、その辺も注意してください。ただ、書いていないというところは、往々にしてあんまりルールを知らない会社なので、そういったところではあんまり買わない方がいいかなと思います。トラブルの元になるので、おすすめはしません。

じゃあ、最後にですね、消費生活センターとは、ということで改めて。まあ、行政機関だから安心して相談ができるところになります。秘密も守られますし、無料で相談できるということですね。で、専門の相談員が対応してくれます。まあ、この辺だと富士吉田市の消費生活センターがあります。あと山梨県の方にも、県民生活センターというところで相談を受け付けています。今日配ったレジュメの方に番号が書いてありますので、もし何かあったらかけてみてください。相談できる内容は先ほども言ったとおりですね。消費生活についての苦情とか問い合わせ、トラブル、あと多重債務とか借金の問題なんかも相談に乗ってもらえます。トラブルに遭ったときだけじゃなくてですね、不安とか不審に思ったり、これどうしたらいいんだろうなというときに相談することもできますので、お気軽にと言ったらあれなんですけども、家族とか友達に言いづらいこともあると思うので、是非どんどん使ってもらえたら、利用してもらえたらいいのかなと思います。

で、本編はこれで終わりなのですが、あと10分くらいあるので、最後に今日のおさらいということで一応今日、契約って何だろうということを学んだと思います。今から6つ問題を出しますので、これが契約にあたるかどうかちょっと考えてみてください。「お店でものを買うっていうのは、契約にあたる」と思う人。素晴らしいですね。お店でものを買うのは契約になります。じゃあ2番。「金融機関、銀行とかからお金を借りるのが契約になる」と思う人。これも契約になりますね。3番。「自宅に来た営業員から布団を買う」、これも契約になると思う人。これも契約になります。これは訪問販売の契約ですね。「海辺でスイカ割りをする」。これ契約だと思う人。そうですね。ただこれ、「海辺でスイカ割り業者が、お金を取ってスイカ割りをする」ってなると、それは契約になります。5番、「切符を買って電車に乗る」。これはまあ、最初に言ったので分かりますよね。これも契約になり

ます。最後。「友達と映画に行く約束をする」。これ契約になると思う人。これは、法的な効力がない。契約にはならないんですよ。ただの約束になります。はい、ということで、僕の方からお伝えしたいことは以上となりますが、何か質問とか聞いてみたいこととかあればお答えしますけど。いかがですかね。

時田氏：何か質問ありますか？聞いておきたいこととかあるかな？例えば契約トラブルとかね、あると思います。……大丈夫かな。

はい、これで消費者啓発講座を終わりますので、田中様に大きな拍手を送ってください。田中様ありがとうございました。消費生活は色々なトラブルがあると思います。実際、うちの学校でもたまにいますね。この商品いいからさ、って勧める事例がね。去年だったかな。あったような気がします。ちょっと、その後どうなったか分からないですけどね。そんなトラブルもありますので、皆さん、友達からファミレスとかに誘われて、「これいいからさ」とかそういうふうなこともね、実際にあるんだよね。だから、ここできっぱりと断るといふ強い意志があると、騙されないと思います。じゃあ、それでは今日は貴重な時間をいただきまして、先生にお話いただきましたので。皆さん、静かに聞いていただきまして、私もお礼を申し上げます。ありがとうございました。